

参議院議員通常選挙

<投票期間>

令和 **7** 年 **7** 月 **4** 日(金)から **20** 日(日)

(期日前投票：7月4日から19日／当日：7月20日)

<受付日時・場所>

●期日前投票：7月4日（金）から19日（土）

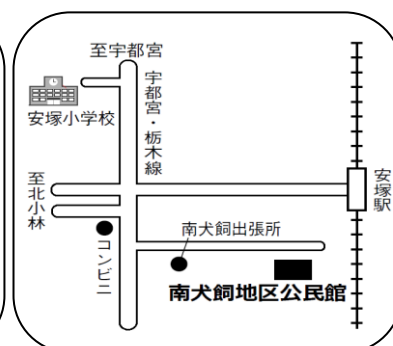
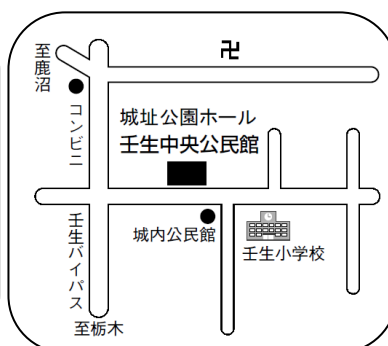
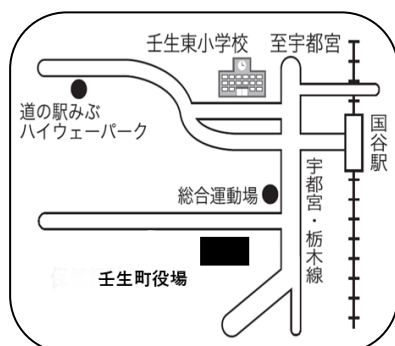
受付時間：午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで

場所：下記3か所のどこでも投票ができます！

① 壬生町役場

② 壬生中央公民館

③ 南犬飼地区公民館



※ 投票所入場券の裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」を、あらかじめ記入してお持ちいただくと、受付の手続きが早く済みます。

●当日：7月20日（日）

受付時間：午前 7 時から午後 7 時まで

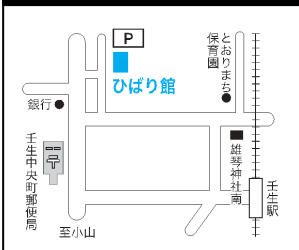
場所：お住まいの地区の投票所

(投票所入場券に記載の場所となります。)

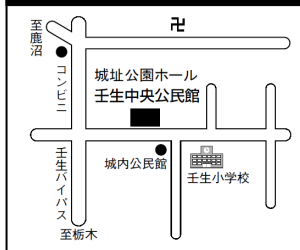
※ 詳細は次のページをご覧ください。

当日投票所のご案内

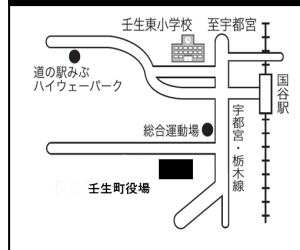
第1投票所 ひばり館(旧壬生町役場敷地内)



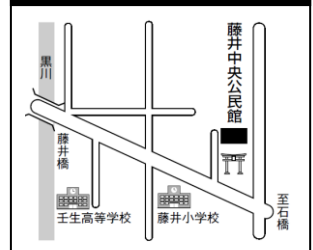
第2投票所 壬生中央公民館



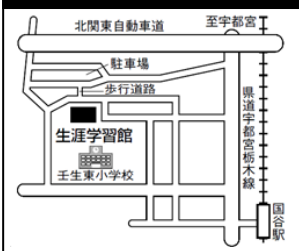
第3投票所 壬生町役場



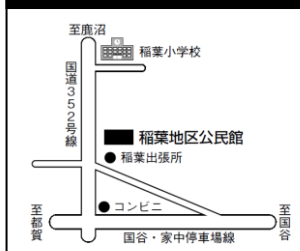
第4投票所 藤井中央公民館



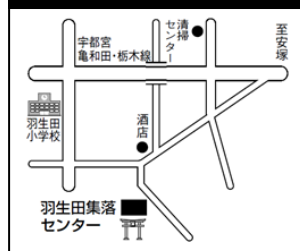
第5投票所 生涯学習館



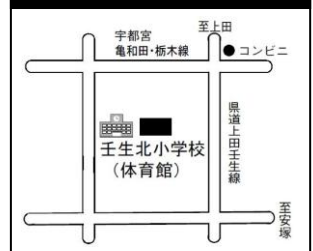
第6投票所 稲葉地区公民館



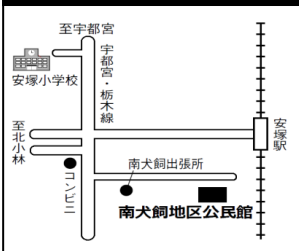
第7投票所 羽生田集落センター



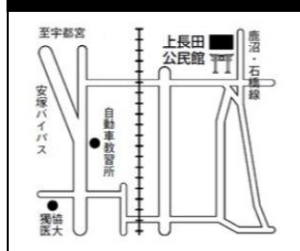
第8投票所 壬生北小学校



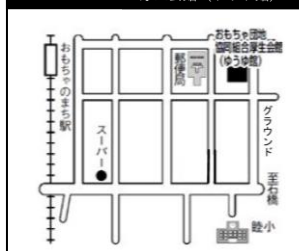
第9投票所 南犬飼地区公民館



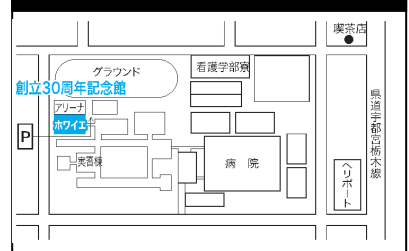
第10投票所 上長田公民館



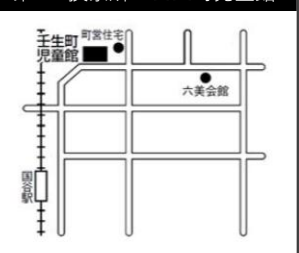
第11投票所 おもちゃ団地協同組合 厚生会館(ゆうゆ館)



第12投票所 獨協医科大学創立30周年記念館ワイエ



第13投票所 壬生町児童館



投票所入場券は公示の日(7月3日)後速やかに郵送します!

※郵便事情により、入場券がお手元に届くまで2~3日かかる場合があります。お手元に入場券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票ができますので、受付の際に職員にお申し出ください。

<投票できる方>

- 令和7年4月2日以前から引き続き壬生町の住民基本台帳に登録されている方
- 令和7年7月20日現在で、満18歳以上(平成19年7月21日までに生まれた方)の日本国民

★令和7年4月3日以降に壬生町へ転入の届出をした方については、今回の参議院議員通常選挙は前住所地で投票することとなりますので、ご注意ください。

<代理投票>

- 体が不自由等で投票用紙に記載できない方は投票所で係員にお申し出下さい。
- 投票所の係員が本人に代わって本人の指示通りに投票用紙に記入いたします。
投票の秘密は堅く守られます。

<不在者投票>

○病院や老人ホームなどに入院等している方

病院や老人ホームなど都道府県選挙管理委員会が指定した施設に入院、入所中であれば、不在者投票をすることができます。

町内では「獨協医科大学病院」「介護老人保健施設みなと荘」「特別養護老人ホームしもつけ荘」が指定施設になっています。病院（施設）長に不在者投票をしたい旨を申し出てください。町外の病院等で不在者投票をされる方は、お早めに病院（施設）長に申し出るようにしてください。

○郵便などで投票をする場合（自宅などでの投票）

身体障害者手帳や介護保険の被保険者証等をお持ちの方のうち、一定の要件に該当する方は、自宅で投票用紙に記入し郵送することができます。

この場合には、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けている必要があります。また、投票用紙等の請求の締め切りは**7月16日（水）必着**となりますので、お早めに壬生町選挙管理委員会までお問い合わせください。

○出張や旅行先など、町外に滞在している方

選挙期間中に出張や旅行などで壬生町以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。事前に投票用紙等を請求する必要がありますので、お早めに壬生町選挙管理委員会までお問い合わせください。

<選挙公報>

候補者の政策などが記載された選挙公報を新聞に折り込んでお配りする予定です。また、公示日以降町公式ウェブサイトにも掲載しますのでご確認ください。

<開票>

日時：7月20日（日）午後8時から
場所：壬生中央公民館（中ホール）

開票所及び町公式ウェブサイトで、開票状況の中間速報を行います！





タクシーを利用した期日前投票所への移動支援を行います！

期日前投票の期間中、投票所への移動が困難な方に対し、ご自宅と期日前投票所までの間をタクシーにより無料で送迎します！

○対象者

選挙時において壬生町の選挙人名簿に登録があり、下記の①～③のすべての要件に該当する方

- ① 壬生町に居住している方
- ② 自宅から投票所までの移動が困難で移動手段（家族等の送迎）がない方
- ③ タクシーまで自ら移動できるか、自ら移動が困難な場合は移動を介助（介護）する方が同伴できる方

○利用できるタクシー事業者

タクシー事業者	電話番号
野口タクシー	0120-678-604
みどり交通	86-0241
壬生観光タクシー	82-0234
壬生タクシー	82-0073
福祉タクシー太陽	090-5822-2973

○利用方法

申請書を提出

提出場所・・・壬生町選挙管理委員会（壬生町役場総務課内）

提出方法・・・持参、郵送、FAX、メール又はこちらから →



壬生町選挙管理委員会からタクシー利用券を送付します。

（一度申請していただければ、選挙の都度、タクシー利用券を送付します。）

タクシーを予約

上記の利用できるタクシー事業者へご自身で予約をしてください。

予約時に、タクシー利用券を使って、期日前投票所へ行くと伝えてください。

期日前投票所へ！

予約した日に期日前投票所へお越しください。

タクシー乗車時に、利用券を乗務員へ手渡してください。

○注意事項

- ・移動支援の送迎は、ご自宅と期日前投票所のみです。商業施設や医療機関等での乗降や、投票日当日の利用は承りません。
- ・家族や介助（介護）する方の同乗はできません。
- ・家族の方等が送迎できる場合はご遠慮ください。
- ・要件に該当しない、または虚偽の申請等と判断される場合には、登録をお断りすること、または登録を取り消すことがあります。

○お問い合わせ

壬生町選挙管理委員会

（壬生町役場総務課内）

電 話 81-1807

F A X 82-8262

メール soumu@town.mibu.tochigi.jp